

労組事務所退去処分は違法

「団結権侵害の意図あつた」

大阪地裁判決 橋下大阪市長を断罪

大阪市が、大阪市役所労働組合(市労組・自治労連加盟など)庁舎内にある職員労働組合の事務所の退去を迫った使用不許可処分の取り消しと組合事務所の使用継続などを求めた訴訟の判決が10日、大阪地裁でありました。中垣内健治裁判長は「橋下市長には職員の団結権を侵害する意図があつた。事務所を退去させるのは憲法が保障する職員の団結権の侵害であり、市長の裁量権を逸脱・乱用したもので違法だ」と断罪。不許可処分を取り消し、損害賠償を命じました。

職員労組退去をめぐる経過と関連する橋下大阪市長の発言

12月19日	橋下徹市長が就任
12月26日	市議会交通水道委員会で維新の会議員が市職員の勤務時間中の政治活動を指摘した質問に、橋下市長が「一切許さない。組合と市役所の体質についてはリセットし、一から考え直したい。組合事務所の家賃減免も認めない」と答弁。
12月28日	市議会本会議の施政方針演説で橋下市長が「組合問題に執念を燃やして取り組む。組合の体質はおかしい。組合を適正化する。ギリシアを見てほしい。公務員組合をのぞばらしておく国が破たんする。日本全国の公務員組合を改めていく」と述べる。
12月30日	橋下市長が幹部職員に4通のメールを発信。「組合は政治活動をやっている。大阪都構想に真っ向から反対。選挙結果を踏まえれば、組合主張より維新の会の主張が支持を受けた」(午後2時59分)、「ルールを破った所属、職員には厳罰」(午後3時30分)、「維新の会を支持する納税者の税をこの組合に投じることは有権者への裏切りになる」(午後7時47分)、「対組合関係適正化条例を制定する」(午後11時22分)。
1月	市が市労組・市労連など8団体に、3月末を期限として市役所庁舎からの事務所退去を通告。
2月	橋下市長が業務命令で政治活動への参加などを尋ねる「思想調査アンケート」を実施。
3月～	大阪市労組と市労連は、庁舎内に残ることを決め、不許可処分取り消しを求め提訴。
8月	組合への便宜供与を禁じるなどを定めた労使関係条例を施行
13年3月	給与から労働組合費の天引きを認める「チェックオフ制度」を廃止。
14年2月	府労委が事務所退去は「十分検討せず一方的に通告した」と不当労働行為と認定。市は中労委に再審査を申し立て。
6月	中労委が思想調査アンケートは不当労働行為と認定。
7月	アンケート中労委命令の取り消しを求めた訴訟提起の議案を大阪市議会が否決。中労委命令が確定。
9月10日	地裁が退去処分を取り消し、損害賠償を命じる。

活動が行われた証拠はなく、「庁舎スペース確保の必要性も乏しい」と指

弁護士 城塚健之弁護士

今回の大阪地裁判決は、公職員の組合事務所使用不許可の当否に関する、おそろしく初めての判断です。まず、公務員組合にとって庁舎を利用する必要性は大きいとしています。そして、橋下市長の組合敵視の発言やメールの内容を丁寧

異例とも言える強い非難

で述べています。これは、裁判所の判決としては異例とも言える強い非難です。また、橋下市長が不許可を正当化しようとした

大阪自治労連 大原真委員長

9月10日の組合事務所判決は、胸のすく判決で大きな確信になりました。2012年3月17日の提訴当時は橋下・維新の会の「絶頂期」と言える状況で、総理にしたい政治家のトップが橋下市長で、一組

共同の広がり流れ変えた

ると確信し、思想調査アンケートのたたきと相まって、大阪労連などの支援を受けながらたかたかきま

誤り認め控訴するな

大阪市議会財政総務委 山中市議が主張

16日開かれた大阪市議会財政総務委員会で日本共産党の山中智子議員は、組合事務所訴訟の大阪地裁判決を大阪市長が「真摯(しんしん)に受け止め、控訴せず、適正な労使関係の構築に努める



「完全勝利!」の判決に喜び合う原告と支援者ら=10日、大阪市北区の大阪地裁前



よう強く求めました。山中氏は大阪市の「完全なる全面敗訴になった」と強調。橋下市長が「裁判所が(市)と労組の関係を把握できていない」「地裁レベルではなく、最高裁まで問

判決は、公務職場における組合事務所あり方に初めて言及した画期的なものとしており、弁護団の論理構成も素晴らしいものだと思います。橋下市長は控訴を表明していませんが、控訴審で勝利に向けてとりくむと同時に、大阪自治労連として「維新政治」退場へ全力を挙げたため決意です。

判決は、公務職場における組合事務所あり方に初めて言及した画期的なものとしており、弁護団の論理構成も素晴らしいものだと思います。橋下市長は控訴を表明していませんが、控訴審で勝利に向けてとりくむと同時に、大阪自治労連として「維新政治」退場へ全力を挙げたため決意です。